

国民健康保険証が新しくなります！

簡易書留で郵送

国民健康保険の被保険者証（保険証）が、7月31日で有効期限切れとなるため、8月からの新しい保険証（一般被保険者用Ⅱ青色、退職被保険者用Ⅱ薄茶色）を7月中旬に簡易書留で郵送します。



簡易書留による交付

郵便配達員が直接手渡しする簡易書留で郵送します。受取時には印鑑等が必要です。

窓口での交付

市役所の窓口（本庁のみ）で交付します。希望される場合は、6月28日（水）までに国民健康課へご連絡ください。なお、窓口での交付を希望される場合は、次の点にご注意ください。

- ① 配達時に不在の場合
郵便配達員が「不在連絡票」を置いていきます。都合のよい日時に再配達を希望されるか、または直接郵便局でお受け取りください。
受け取り方など、詳しくは「不在連絡票」でご確認ください。
- ② 郵便局での保管期間が過ぎた場合
保険証は市役所に返送されますので、国民健康課へご連絡ください。

- ① 本人が窓口で受け取る場合
公的機関が発行する顔写真付きの証明書（免許証等）をご持参ください（窓口での交付は、7月7日（金）より行います）。
- ② 代理人が窓口で受け取る場合
世帯主からの委任状（押印のあるもの）、公的機関が発行する代理人の顔写真付きの

証明書（免許証等）をご持参ください。

※保険税に未納分がある方については、短期有効期限の保険証等を交付します。短期保険証等の更新については、市役所窓口にて更新手続きが必要です。

国民健康保険 一部負担金の免除 または徴収猶予

国民健康保険では世帯主、被保険者の方が震災等にあわれた場合や失業等により収入が著しく減少したことにより、生活が困難となった場合に、申請により認められると、医療機関等で支払う一部負担金

（自己負担額）の免除または徴収猶予を受けることができます。

※世帯主または被保険者が入院療養を受ける世帯であることが必要です。

お問い合わせは、
国民健康課（2階）
☎（20）15003、FAX（20）16000へ。

平成29年度 後期高齢者医療 保険証を発送

後期高齢者医療制度に加入している方へ、8月1日からの新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します。

窓口での受け取りを希望される場合は、6月28日（水）までに、国民健康課へご連絡ください。

◆負担区分の見直しについて
毎年8月1日現在の加入者

について、世帯状況と前年所得にもとづき負担区分（※）判定を行っており、この判定された負担区分は8月1日から適用されます。

負担区分判定の結果、医療費の自己負担割合に変更が生じる方には、負担割合（1割負担、3割負担）が変更された保険証を送付します。8月1日以降に医療機関に行かれる際は、必ず新しい保険証を提示してください。

※負担区分とは
医療費の自己負担割合や高額療養費の自己負担限度額等を定めるための区分です。



お問い合わせは、
国民健康課（2階）
☎（20）15003、FAX（20）16000へ。